

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定すること。
- 二 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一は令和4年4月1日から適用すること。

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.05月分引き上げること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一は令和4年4月1日から適用すること。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、公共施設等の管理者等が当該公共施設等の公共施設等運営権者の提案により実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項を変更することを可能とする手続等の整備並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務への民間支援業務の追加及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長を行うもので、その主な内容は次

のとおりである。

- 一 特定事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加すること。
- 二 公共施設等運営権に関する実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項について、公共施設等運営権者は変更の提案をすることができることとし、当該変更の提案を受けた公共施設等の管理者等が必要があると認めるときは、当該実施方針の変更をすることができること。
- 三 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務に、特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する専門家の派遣等を追加するとともに、同機構は、令和10年3月31日までにその保有する株式等の処分を行うよう努めなければならないこととされているところ、当該期限を令和15年3月31日まで延長すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 P F I 事業を推進するに当たっては、民間が担うことによってコストの削減とサービスの向上が期待できる事業に限り実施されるよう徹底すること。
- 二 P F I 事業の実施に当たっては、国民の安心及び安全に十分留意し、提供される公共サービスの水準が維持・向上されるとともに、地域経済の活性化に向けて地元企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、国及び地方公共団体が責任をもって管理すること。
- 三 P F I 事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。
- 四 株式会社民間資金等活用事業推進機構に対し、多額の国費が用いられていることに鑑み、出融資決定時及び実行後における当該出融資の情報開示を適切かつ定期的に行うよう求めることを通して、国民に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 五 株式会社民間資金等活用事業推進機構は民間資金の呼び水の役割を果たすという設立の趣旨に鑑み、設立以来拡大してきた業務が民間企業及び地域金融機関の活動を阻害することがないように留意するとともに、民間インフラ投資市場の形成を延長期限内に行い、同機構の業務が早期に終了するよう最大

限努めること。

**○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）
要旨**

本案は、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を改正して、国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者について、特定の財産を処分しその対価の支払を受けること等の特定の行為を都道府県公安委員会の許可に係らしめるなど財産の凍結等の措置の対象とするほか、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること等を、財産の凍結等の措置の対象となる者が許可を受けるべき行為に追加すること。
- 二 外国為替及び外国貿易法を改正して、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課すなど、電子決済手段等取引業者等及び電子決済手段取引に係る規定の整備をするほか、外国為替取引等取扱業者が外国為替取引等を行うに当たり遵守すべき基準に関する規定の整備を行うこと。
- 三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律を改正して、犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産を拡大すること。
- 四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律を改正して、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為を「特定犯罪行為」と定義した上で、各処罰規定について、特定犯罪行為のための資金等の提供等を処罰対象に加えるとともに、法定刑を引き上げること。
- 五 犯罪による収益の移転防止に関する法律を改正して、司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が顧客等との間で、特定取引を行うに際し

て行う取引時の確認事項に、取引を行う目的等の事項を追加するほか、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が行う疑わしい取引の届出に関する規定を整備すること。また、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるほか、暗号資産の移転についても通知義務の対象とすること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を使用することができるようにするため、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、差押えを禁止する等の措置を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和4年9月20日に閣議において決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいうこと。

二 差押禁止等

1 権利の差押え等の禁止

令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

2 金銭の差押えの禁止

令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用すること。ただし、差押禁止等に関する規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。